

ウェブにおける進歩・効率・自由と「コレクティヴィズム」

—初期の諸著作を中心に—

江里口 拓

問題の所在

シドニー・ウェブとビアトリス・ウェブ (Sidney Webb, 1859-1947, Beatrice Webb, 旧姓ポッター Potter, 1858-1943) は、19世紀末から20世紀初頭のイギリスで活躍した社会改革者として知られている。彼らの実践的な主張は、後のイギリス社会改革運動の歩みの中で絶えず振り返られてきた。だが、彼らは経済学説史・思想史研究の対象として取り上げられることは少なく、その思想的核心を究明しようとする問題意識は希薄であった。例えば、彼らはイギリス福祉国家・社会運動の先駆者¹⁾と評価される一方で、労働運動の異端的人物²⁾として批判されてきた。また彼らの構想を、あらゆる生産手段の公有を掲げる「社会主義」と理解する論者もあれば、「市場経済」を重視した「混合経済」とみなす研究もある³⁾。彼らの半世紀にわたる活動のうち、特定の主張や運動が、後の研究者の時代関心や政治的立場におうじて、一面的に評価されてきたからである。

彼らの社会改革の提案内容は、イギリス社会の激動とともに練りなおされ、変化していったが、こうした営為を貫く思想的核心を明らかにするために、本論文では、初期の諸作に立ち返って吟味した。この時期特有の歴史課題と彼らの具体的提案との関連を解きほぐすことにより、彼らの一貫した思考が抽出でき、後の社会改革提案の変遷とその理由についても、理解を深める手がかりが得られるからである。こうした問題が成立する理由を明らかにしておくために、ひとまず、研究史を簡単に振り返っておこう。

ウェブの社会改革構想の変遷過程は、初期、中期、後期に分類できる。岡 [1978-a] は、中期、すなわち第1次世界大戦から1920年代にかけてを、彼らの「社会主義像の確立期」⁴⁾として重視し、その特徴を、中央政府

による生産手段の公有化を柱とした「混合経済」構想の確立にある、と見ている。その内容は、「自由放任・競争経済」の「非効率」を克服するために、中央政府による生産手段の公有化を柱とし、その周辺に、地方自治体、消費者協同組合、労働組合などの多元的諸制度の役割を認めることで、「効率と民主主義の統一的実現」をはかるものであった。さらに、岡 [1978-b] は、後期すなわち1930年代以降を「晩年期」とし、『ソビエト共産主義』(1935年)におけるソ連への傾倒に着目している。ただし、中期から後期にかけての「社会主義像」に変化はなく、彼らのソ連礼賛も、みずからの主張をソ連社会に一面的に投影させたものであり、その背後では、大恐慌以降のイギリス経済の混乱と、ソ連経済の躍進という情勢が大きく作用していた、とされている。

このように、中期以降のウェブの主張とその背景が解明されていくことで、初期の彼らがいかなる問題を取り上げ、どのような解決策を打ち出していったのかが疑問として浮上してくる。だが、これまで初期の構想全体を究明しようとする視座は希薄であり、個々の論点が断片的に取り上げられてきた。

特に、『産業民主制論』(1897年)における労働組合論は、彼らの「効率」視点との関連で広く注目を集め、様々な評価されてきた。例えば、高橋 [1984] は、その内容を労働力保全の理論と理解し、労働組合運動が「国民的能率の向上」という「資本の利益と論理」に包摂されている、と批判していた(高橋 [1984] 19, 261頁)。他方、トニー (Tawney [1952]) は、労働組合による生活向上の追求が、むしろ雇主側に「効率」増進を迫るといふ彼らの思考に着目し、この新しい主張が、当時「産業効率化の敵」と批判されていた労働組合運動の再評価を迫ることになった、と述べていた (Tawney [1952])

p.351、訳171-172頁)。最終的な評価はさておき、両者はウェッブの労働組合論の主眼が「産業の効率化」にあったという点で一致している。だが、その具体的なメカニズムについて、労働者、雇主のどちらに注目するかで理解が異なっている。残された課題は、このように異なる理解を生み出しうるウェッブの労働組合論を、彼らの主張に即して理解することであろう。

なお、彼らの労働組合論を、「社会主義」論に結びつける試みもある。大前 [1975] は、ウェッブの「ナショナル・ミニマム」を取り上げ、「労働者の維持保全」を通じた「産業能率」向上という視座に着目し、その意義を「反体制のための生産力理論」として独自に解釈していた。「社会主義への移行の段階においては」「生産力の増大が問題」になる、という理解から、ウェッブにおける「能率」重視を、社会主義への移行と関連付けた点に特徴があるが、彼らの主張に即した整理であるか疑問が残る（大前 [1975] 136, 152, 159頁）。このような一面的な理解が生まれて来たのは、シドニー初期論文をめぐる従来の研究にも、その原因があった。

これまで、シドニー初期論文、「利率と分配法則」（1888年）、「利率」（1888年）、「賃金と残余生産物との関係」（1889年）は、特に「レント論」と呼ばれ、「フェビアン社会主義の基礎理論」と理解されてきた。欧米では、ベア (Beer [1929])、フォックス&ゴードン (Fox & Gordon [1951])、リッチ (Ricci [1969])、タムソン (Thompson [1988]) が、わが国でも、河合 [1931]、関 [1969]、大前 [1975]、木村 [1978] などがこれにあたる。これらの研究は全て、「レント」を、生産要素の供給独占による高価格から生じる「消費者からの搾取」、「不労所得」と理解し、その再配分のために生産手段の公有化が提唱された、と整理していた⁵⁾。だが、シドニー初期論文＝「搾取論」という理解には、マクブライア (McBriar [1962]) からの批判がある。彼は、資本に帰属する不労所得としての「レント」を、資本所有者の経営努力に基づく所得から明確に区別できない、と指摘していた。シドニー初期論文は、アメリカの経済学者 F. A. ウォーカーへの批判として書かれたものであるが、この点に関してホブズボーム (Hobsbawm [1964]) は「効率」把握におけるシドニーとウォーカーとの連続性を示唆していた。シドニー初期論文を、彼の「効率」理解とからめて再検討する余地がある。

シドニー『ロンドン・プログラム』（1891年）における都市改革構想については、岡 [1975] がある。岡は、「レント論」＝「搾取論」という従来の理解を踏襲し、同書の内容を「レント」の地方政府による徴収・再配分、

すなわち「都市社会主義」と特徴付ける。だがそれゆえに、労働組合が「特殊利益擁護のための組織」として都市改革の主体から遠ざけられている点に、岡は疑問を呈していた（岡 [1975] 527-528頁）。ウェッブにおける多元的諸制度の構造連関について、再考の余地を残している。

ビアトリス『イギリスにおける協同組合運動』（1891年）については、これまで、生産者組合の歴史研究に関連して付随的に紹介されるか⁶⁾、概説的にのみ取り上げられてきた。ビアトリスが、生産者組合を批判し、消費者組合を高く評価していたという概要は明らかになっているが、こうした結論を促した思考を、彼女の主張に即して明らかにする作業が残されている。しかも、ビアトリスが、地方公営企業を「強制的消費者組合」と呼んでいたという事実、およびその背後の論理については、あまり注目されてこなかったように思われる。

なお、初期の構想全体を射程に入れた新しい研究も徐々に進んできている。藤井 [1995] はナショナル・ミニマムの形成過程を吟味し、その起源に、ロンドン州議会における新しい労使関係の模索から生まれたシドニーの「モラル・ミニマム」概念がある、と指摘している。ウェッブが様々な社会諸制度の意義についての知見を深めつつ、それらを有機的に関連させながら自らの構想を形成していったことを示す研究として学ぶべき点が多い。

また、初期ウェッブによる自由党への「浸透作戦」の経緯も明らかにされてきている。『ニューカッスル綱領』へのウェッブの貢献を高唱する B. ショーラフェビアン内部からの発言⁷⁾ に対しては、マクブライア、若松 [1991] らの詳細な研究によって、これが「誇張」であったとの評価が定着しつつある。だが、フェビアンあるいはウェッブ本人の主観的意図のうちに、自由党との連携を模索しうる共鳴板があったことは疑いなかろう。ゼンメル (Semmel [1960])、クート (Koot [1987]) のように、自由党との共鳴板を「帝国問題」に求める研究もあるが、ノーラン (Nolan [1988]) は、むしろ国内の社会改革との関連で、ウェッブと「新自由主義者」との緊密性⁸⁾ を重視していた。彼らの社会改革構想の特徴を、同時代の「新自由主義」との関連で理解する際の手がかりとなろう。

以上、初期ウェッブをめぐる諸研究とその問題点を列挙してきた。それぞれが、ウェッブの社会改革構想の特徴を一面で正しく把握しているとすれば、残された課題は、各論点を貫く彼らの思考を体系的・論理整合的に理解することであろう。以下、初期ウェッブが直面していた具体的歴史課題をふまえた上で、個々の論点に関する

彼らの思考の発展過程をたどることで、この課題に迫りたい。

第1章 19世紀後半のイギリス社会

イギリス経済は、19世紀第3四半世紀の「ビクトリアの黄金時代」に、「世界の工場」へと躍進を遂げたが、産業の内部では旧式の産業組織が温存され続けた。企業組織は、小規模なパートナーシップ・個人企業が支配的であり、株式会社の普及は限られたものでしかなかった。生産過程は職人の手熟練に大きく依存しており、熟練の修得・労務管理において熟練職人を中心とした職階制が形成され、「二重雇用制度」が支配的となった。

1873年以降、いわゆる「大不況期」に、新興産業諸国が保護関税を武器に台頭し始めると、世界市場における相対的地位の低下に直面したイギリス製造業は一定の「合理化」を迫られていった。機械業の発展を軸に、あらゆる部門で機械化の進展・大量生産技術の普及などがみられ、産業の成熟が進む綿業などでは、熟練の解体や「二重雇用制度」の崩壊が進行した。だが、ドイツ、アメリカで株式会社が普及し、大規模化・企業合同が進行したのに対し、イギリスでは流通組織の発展による割安な取引費用のもと、小規模な個人企業が温存された。産業自体が比較的新しい機械業などでは、生産過程は旧来の熟練に依存したままであり、熟練職人の役割は依然、大きいものであった。総合的にイギリス製造業の「合理化」はたち遅れ、貿易収支赤字が増大していったが、それを補填する形で、金融・サービスなどの貿易外収支は一貫して増大していった。一部の例外をのぞけば、イギリスの産業衰退がさほどの関心を集めることもなく、その金利生活者の体質はますます強化されていくことになった。

だが、絶対的なレベルでは、19世紀後半を通じてイギリス経済は順調に発展し、労働者階級の経済的地位も大きく向上した。「ビクトリアの黄金時代」には「労働貴族」と呼ばれる富裕な熟練労働者層が形成され、いわゆる「大不況期」には物価下落による実質的な生活水準の向上が見られた。1867年、1884年の選挙法改正によって、本格的な大衆民主主義も到来することになった。

これら労働者階級の社会進出には、自発的な社会運動の台頭も大きく寄与していた。19世紀中葉におけるイギリス労働政策の根幹は1834年「新救貧法」であった。労働市場に対するレッセ・フェール＝「自助」の原則が確立されるなか、スマイルズの『自助論』に代表されるように、自助自存を旨とした「レスペクタブル」な生活態度が規範となった。しかも、この「レスペクタブル」な

生活規範は、新興中産階級のみならず労働者階級にまで浸透し始めていた。彼らにとって、「レスペクタブル」な生活を維持する手段こそ、友愛組合、労働組合、協同組合などの「団体的自助」であったのだ。

こうした「団体的自助」の動きは、労働者階級の比較的富裕な階層から徐々に下層にも浸透していき、国家も、友愛組合、協同組合、労働組合関連諸法の度重なる改正という形でそれを容認していった。また、1880年代末における「ロンドン州議会」の設立、工場法その他関連立法の整備・拡充など、地方政府、国家のレベルにおいても、様々な改革が進んでいた。A.V. ダイシーは、労働組合関連諸法など直接に労働者階級の「団体的自助」を容認する立法に加えて、工場法関連立法、および地方自治体の営業拡大に関連する立法を総称して、「立法上の団体主義」(コレクティヴィズム)と呼んだ(椎名 [1985] 1-2頁)。ただし、こうしたコレクティヴィズムへと向かう一連の立法改革を指導した理念には、2つの側面があった。

例えば、1871-75年における労働組合の「団結の自由」確立を促した「労働組合に関する王立委員会」(1868-69年)の勧告は、資本所有者が自己の資本を自由に処分できるのと同様に、労働者も自己の労働の処分にあって自由であるべきだ、という内容であった(椎名 [1985] 32-3頁)。このことは、「財産権」、「契約の自由」における労使の同等性の確保、つまり「旧自由主義」の労働者階級への拡大・普及を意味していた。株式会社法の改正という、いわば資本家のコレクティヴィズムの推進が、「財産権」、「契約の自由」という「旧自由主義」理念の延長にあったのと同じく、友愛組合、協同組合、労働組合関連の法改正もまた、「旧自由主義」的理念のもとで達成されたのである。しかも、「団体的自助」という性格を有していたこれらの運動は、経済社会への国家不干渉という「旧自由主義」思想にきわめて合致していた。

他方、「コレクティヴィズム」は「旧自由主義」を超えようとする原理をも内包していた。例えば、労働組合運動内部からの「労働条件の立法的規制」や、都市自治体による独自の事業運営の要求などがこれである。T. H. グリーンも述べたように、学校教育と工場立法において「わが国(イギリス)は契約の自由に対する干渉の偉大なシステムを持っている」のであった(若松 [1991] 251頁)。「コレクティヴィズム」は、その進展とともに、経済社会への国家干渉要求つまり「新自由主義」へと高度に展開しつつあったのである。

労働者階級の政治進出により、こうした「新自由主義」の動きは、政治の世界でも無視できなくなっていた。チェ

ンバレンら自由党急進派は、初等教育の無料化、累進課税・土地税の導入などをもちこんだ「非公認綱領」(1885年)を掲げ、労働者階級との結びつきを強め、1886年には自由党から分裂していった。分裂後、統一党を率いたチェンバレンは、さらに進んで法定8時間労働日、雇主による労働者災害補償、老齢年金の支給などを盛り込んだ「労働綱領」を採択するほどであった。他方、グラッドストーンら自由党主流派も、アイルランド自治、ロンドン自治、無償公教育、土地改革、不動産への課税、相続税改革などを取り入れた「ニューカッスル綱領」(1891年)を採択し、1894年に成立したローズベリー自由党内閣のもとでは累進税を導入した相続税改革が実現するに致る。こうして19世紀末イギリスでは、「新自由主義」が新たな改革思想となりつつあったのである。

こうした状況に対し、経済学はどのような立場を占めていたのだろうか。1834年「新救貧法」は、マルサスらの古典派経済学をもとに制定されたと言われている。明確に述べられたことはないにせよ、古典派経済学者たちは賃金基金説をもとに、資本の自由な活動により資本蓄積が進めば、労働需要の増大を通じて国民全体の生活水準が向上すると考えていた。J. S. ミルのように後に社会主義へ傾斜し、所得再配分、労働組合運動などに賛同する人物もあらわれたが、支配的な経済思想は、労働者政策に関してあくまでレッセ・フェールを堅持していた。

他方、1876年におけるバジヨットの言葉、「我が国の政治経済学の現状は決して満足すべきものではなく、それは人々の頭の中で死にかけている」という言葉に象徴されるように、19世紀末にかけて古典派経済学への批判が開始されるようになった。アシュレー、ヒューインズ、カニンガムなどイギリス歴史学派は、「大不況」以降のイギリス産業衰退の問題を取り上げ、その解決策として、関税、高等教育における実学の重視、帝国の重要性などを掲げた⁹³。こうした動きは、20世紀初頭、チェムバレンによる関税改革運動へと流れていった。また、オックスフォード大学のT.H.グリーン、トインビーらは、自由党による「新自由主義」的社会的改良の動きを積極的に支持していった。チャールズ・ブース、ラウンティーらの貧困調査も盛んに行なわれ、繁栄を誇るイギリス社会における労働者の貧困問題にも注目が集められた。

こうしたなかで、マーシャル『経済学原理』(1890年)の出版、オックスフォード大学へのエッジワースの就任にみられるように、イギリス新古典派経済学が台頭していく。歴史学派からの問題提起に対し、彼らは一貫して自由貿易を堅持したし(反チェムバレン・キャンペーン)、

社会改良運動に対してもレッセ・フェールを堅持していった。このことは、世紀転換期イギリスにおいて、あくまで経済社会への国家不干渉を原則とする「旧自由主義」的な思考が根強く残っていた事を意味している。19世紀末におけるコレクティヴィズムの台頭にいち早く着目したA.V.ダイシーでさえ、その主眼は、「オールド・リベラリスト」の視角から、これを批判することであった(椎名[1985]2頁)。

シドニーとピアトリスが社会改革に乗り出したのは、こうした時代であった。すなわち、労働者大衆からのコレクティヴィズムの動きは、「新自由主義」的な社会改革を要求するまで高度化しつつあり、他方で、経済・政治思想の領域では依然として「旧自由主義」的思考が根強く、こうした改革を阻んでいたのである。

第2章 「産業進歩」の理論的把握から「社会学」へ

19世紀末のイギリス経済学は、古典派経済学に対する各方面からの根本的な批判など、文字通りの混迷状況を経て、やがてはマーシャル『経済学原理』(1890年)による新古典派経済学の形成・発展へと収斂していくが、その背後には、多数の論者による大小様々な問題提起・貢献があった。ウェブ、特にシドニーの問題関心の一つも、古典派経済学に対する批判と新しい経済理論の模索にあった。シドニーは、その初期論文、「利子率と分配法則」⁹⁴、「利子率」⁹⁵、「賃金と残余の経済的生産物の関係」(Webb [1888-a],[1888-b],[1889])において、19世紀末イギリスの経済社会を、すぐれて「発展した産業社会」と把握し、新しい時代にふさわしい経済理論の構築に挑んでいった。シドニー初期論文は、直接には、F.A.ウォーカーの「営業利潤の源泉」(Walker [1887])への批判として展開されたものであった。

ウォーカーは、19世紀末アメリカを「高度に組織化された産業社会」と把握した上で、その特徴を「企業者」(entrepreneur)の存在に見いだす。論文「営業利潤の源泉」におけるウォーカーのねらいは、この新しい時代を担うべき「企業者」の役割と、その独自の所得範疇の解明にあった。ウォーカーは、「利潤」を「利子」と「監督賃金」(ウォーカーはこれを「営業利潤」と呼ぶ)とに区別して把握し、「営業利潤」(business profit)発生メカニズムを次のように説明する。

企業者の同質性を想定した「完全競争」下では、価格競争の結果、あらゆる企業者の利潤はやがてゼロになるはずである。だが現実には、莫大な利潤を獲得している「産業の将帥」から利潤ゼロの企業者までが、多様に存在する。「産業の将帥」は、利潤ゼロの企業者と同等以

上の賃金を支払っており、彼の利潤が労働者の犠牲によるものとは解釈できない。ウォーカーは、この利潤の格差の原因を、企業者の「経営能力」の差異に求めた。優れた企業者は、競争相手と同じ資本・労働を使用しても、優れた経営能力によって、より大きな生産物を生み出す、と (Walker [1887] pp.269-276)。

この「営業利潤」は「地代」に類似している。最劣等企業の生産費が価格を規定し、優れた企業者にはその生産性格差におうじてより大きな「営業利潤」が帰属するからである。ウォーカーはこれを「能力のレント」と言い換える。彼はこの「能力のレント」という概念に基づき、「産業の指揮を際立って優れた経営能力を持つ者に限定することが、社会の、特に賃金階級の利益である」と述べ、産業社会発展の新しいメカニズムを展望する (Walker [1887] pp.277-278)。

賃金とは年生産物から地代、利子、営業利潤を差し引いた残余である。地代はリカードウの差額地代の原理によって、利子は資本の需給によって、それぞれ決まる。最後の「営業利潤」が決定されれば、賃金も決まる。したがって、「資本と労働の使用からより小さな純生産物しか生産できない劣った人物にビジネスの指揮を委ねることは、商品全体の価格を決定する必要供給量の最終単位のコストを高め、より高い階層の企業者に利潤として帰属する生産物のシェアは増大してしまう」 (Walker [1887] p.278)。当然、労働者の賃金が圧迫を受ける。労働者階級の将来にとっては、経営能力が劣った企業者を産業界から駆逐する必要があるというのがウォーカーの結論であった。

シドニーは、「能力のレント」というウォーカーの概念を高く評価したが、「所得分配の問題を完全に解決するためには、資本に帰属する利子の原理を一層発展させる必要があらう」と問題を提起する (Webb [1888-a] p.188)。「完全競争が支配している貨幣市場では、全ての貸付は同一の利子率でなされ」、「資本のあらゆる部分は等しい利子率を生む」 (Walker [1888] pp.286-287) というウォーカーの主張に対し、シドニーは、これが「貸付資本」にしか妥当しないと批判する。

「あらゆる産業部門において、同時に使用されている生産手段の効率性は多様である」 (Webb [1888-b] p.471)。同一産業内には、最良の資本設備を備えている企業から、旧式・劣等な設備しか持たない企業までが並存している。これに基づく企業間の生産性格差は、生産物コストに反映される。「〔一産業部門〕全体の〔商品〕価格を決定するものは、最も不利な事情のもとで生産された商品だから、それ以外で用いられている資本にはすべて、

実質的な“レント”(real “rent”)が必ず存在する。これが巨額な産業利潤の源泉であることは明らかだ」 (Webb [1888-b] p.471, []内は引用者、以下同様)。「巨額な産業利潤」は、経営手腕から生じる「能力のレント」だけでなく、資本設備の生産性格差にもとづく「資本の実質的レント」(real rent of capital) (Webb [1888-b] p.472)からも構成されているという主張である。

「資本の実質的レント」という概念を強調したシドニーの狙いは、資本設備改良競争によって「産業進歩」が進展していくプロセスを明らかにすることにあった。優れた設備をもち、多額の「レント」を獲得している優良企業は、有利な条件で「貸付資本」を借り入れうるのに対し、劣等企業はそれと同一の条件では十分な「貸付資本」を調達できずに、市場から淘汰されていく。だが、この「落伍者」を生み出す競争過程は、産業全体としてみると、より優れた資本設備が導入され、「産業進歩の先陣」が突出してゆく過程に他ならない。最劣等企業の淘汰による価格低下や、より優れた企業の新規参入を通じ、既存設備の相対的優越性の低下・消滅が生じると、「レント」の縮減に促進されて、諸企業がより大きな「レント」獲得をめざし、新たな優良設備の導入へと駆り立てられていくからである。当然、「そのプロセスは決して終わることがない」 (Webb [1888-b] p.471)。

純粹理論として考えるなら、最優良企業の拡大がやがて独占を生み出すことにより、このプロセスは均衡・停止するはずである。だが、現実には、立地条件、需要の多様性、経営能力の不足などが独占の定着を阻止する。市場には常に優良企業と劣等企業とが並存し続けるのである。したがって「レント」は、あらゆる産業部門で、優れた効率性を達成した資本にたえず発生し、「産業進歩」のプロセスを進展させる起動因としての役割を果たし続けることになる。シドニーは、優れた経営能力、資本設備を備えた企業の成長によって、社会全体の富裕化が実現されていくと展望したのである。

当初、シドニーは、こうした彼独自の「産業進歩」論をもとに「経済学」(Political Economy)についての著作を構想していた。だが、時を同じくして出版されたマーシャルの『経済学原理』(1890年)を読み、ピアトリス宛に次のように書き送った。「彼〔マーシャル〕は、彼が“準地代”と呼んでいるものを私から借用しています¹⁰⁾。「私は彼〔マーシャル〕に裏をかかれました。彼は私が言いたかったことを大部分述べています¹¹⁾。主観的ではあれ、シドニーが『原理』と同一の世界を共有していたことは明らかであろう。『原理』の影響力を考

慮したビアトリスからの忠告もあって、シドニーは「経済学についての著作を断念した」ほどであった¹²⁾。

だがこのことは、マーシャルへの全面的な賛同を意味しなかった。彼は、マーシャルが「道を示しているが、道を進んでいない」と述べ、自らの「産業進歩」論、すなわち富裕実現の「道」が示されていることを認めつつも、その「道」を押し進めるべく、「経済学を再建する」決意を固めたのであった¹³⁾。経済学再建の方向とは、ビアトリスの言葉によれば、「社会における人間行動すなわち社会諸制度の研究、いいかえれば社会学 (Sociology)」の探求であった¹⁴⁾。従来の「経済学」・「エコノミクス」によって軽視されてきた様々な「社会諸制度」の研究を推し進めることが、彼らの課題として再確認されたのである。その成果が、ビアトリス『イギリスにおける協同組合運動』(1891年)、シドニー『ロンドン・プログラム』(1891年)であった。

第3章 消費者のコレクティヴィズム

第1節 ビアトリスの消費者組合運動論

オーウェン主義、チャーティズムの影響を経たイギリス協同組合運動は、1840年代以降、新たな展開をみせた。1844年には消費者組合の先駆としての「ロッチデール先駆者組合」が、また1850年には生産者組合が始動し、「産業および貯蓄組合法」(1852年)など関連諸法も整備されていった。だが、消費者組合運動が加入者を増大させ、小売から卸売部門(CWSの設立)へ事業展開していく一方、生産者組合は衰退の一途を辿った。1869年第1回「協同組合大会」以降、消費者組合の「購買高配当」に対し、生産者組合は「労働配当」を掲げ、両者は「利潤分配論争」を繰り広げ、対立を深めていった。こうした状況に対し、ビアトリスは『イギリスの協同組合運動』(1891年)を著し、協同組合運動の将来を消費者組合に託し、生産者組合を厳しく批判していった。

ビアトリスは、生産者組合の基本的性格を、(1)「労働者による管理」、(2)「労働配当」、(3)生産手段の共同所有の志向、という3点で特徴付け、こうした生産者組合の試みが、ことごとく「失敗」であったと主張する。生産者組合の「失敗」には、次のような原因があったからである。

産業の趨勢が、「大資本の使用による“収益過増”」(Potter [1891] p.150, 訳207頁)へと進む中で、従業員による出資額には限界がある(資本の欠乏)。不況期における賃金低下阻止・雇用確保のための商品生産に対する販路の確保は困難である(販路の不足)。組合員の互選による監督者は、組合内部における個人的利害の衝

突を回避できない(管理の規律の欠如)。ようするに、生産者組合は産業の高度組織化、近代的「企業者」の存在を特徴とする「発展した産業社会」に適合しえない旧式の協同組合である、というわけだ。

他方で、「小親方制度」、「労働者株式会社」に形を変えて存続している生産者組合もあった。「小親方制度」とは、競争圧力を劣悪な労働条件に転嫁し、かろうじて存続しているものである。「労働者株式会社」は事業面で成功しているものが多いが、一部の労働者はもっぱら「株主」となり、外部から労働者を雇用するにいたっている。ようするに生産者組合は、その「理念」を保持しようとするれば事業面で失敗し、逆に事業面での存続をとれば、「労働者による管理」という「理念」を放棄せざるをえない。生産者組合は社会改革においてなんら重要な役割を果たせない、とビアトリスが批判する所以である。

ビアトリスは、生産者組合を「個人主義的協同組合」と呼んでいた。第一に、それは「発展した産業社会」の高度な生産力を支える「工場制度の規律」を無視し、「独立生産者」的な世界を希求しているからである。第二に、生産者組合は「小親方制度」、「株式会社」に見られるように、あくまで一部の組合員の排他的利害に支配される「非民主的」な組織に変化してしまっているからである。

他方、ビアトリスは消費者組合運動を、「民主的協同組合」と呼び、「ロッチデール原則」を高く評価する。中でも、「購買高配当」原理が重視されていた。「購買高配当」とは、「利潤」を、従業員の労働に対してではなく、組合員大衆の購買高に応じて払い戻す仕組のことである。組合員の出資をもとに運営される消費者組合は、新規加入者の増大につれて事業規模を拡大しうる。このことは、規模の経済性を通じて「購買高配当」を増大させるから、新規加入者が排除されることなく、「解放的民主制」が実現される。同時に、大規模化を通じて営利企業とも互角に競争できるから、事業面でも成功しうることになる。

消費者組合の運営においては「代議制自治」が確立されている。1人1票という選挙権を持つ組合員は、経営方針決定をめぐる「理事会役員」を選出する。「理事会役員」は、組合の従業員たる「有給役員」を採用する。ビアトリスは、この「組合員」、「理事会役員」、「有給役員」との関連を、イギリスの議会制度における、「有権者」、「議員」、「公務員」との関係に例える。「公務員」が「有権者」大衆に対してそうであるように、「有給役員」は「組合員」大衆に対する「公共奉仕の精神」を体现し、行動すべく位置づけられている、と。

この場合、「有給役員」の業務成果について、組合員大衆は自らの利益に照らして、他との比較を通じて判断できる。「有給役員」が無能であれば、罷免することもできる。「有給役員」は、組合員大衆への「奉仕」をめぐる互いに「競争」すべく位置付けられているのである。ただし、組合員は「有給役員」の雇用条件に無関心ではない。「有給役員」への報酬は、彼が最大の「効率」を発揮できるように決定される。組合員は、組合全体の発展のために、このことを必要なコストとして認識しうるのである。

「有給役員」は、社会改革を担うべき主体の新しい行動原理を体現していた。ビアトリスは従来の「抽象的経済学」が提示する「適者生存」に対比させ、「機能的順応」という概念を提出する（Potter [1891] pp.18-19, 訳26-27頁）。「機能的順応」とは、後に、「個人々が能力・欲望の程度・複雑性における増進に順応すること」であり「退化」とは逆の概念である、と明確に定義される概念である（Webb [1897] p.703, 訳858頁）。ウェッブは、「機能的順応」の推進のためには、生活水準の向上と、その主体的動因としての「競争心」との両者が必要であると考えていた。しかも、「競争心」の発揮にあたって、「営利心」（＝利潤原理）は必ずしも必要ではない、とビアトリスは主張したのであった。

こうして、ビアトリスは消費者組合の発展による、組合員大衆の消費生活向上を展望したのであった。消費者組合は、事業面でも成功し、「発展した産業社会」に合致した協同組合運動であると同時に、組織の「開放的」性格から、こうした恩恵をすべての階層へと普及させていくことになる。

他方、ビアトリスは消費者組合運動に明確な限界があることを見逃さなかった。ラッサールの「賃金鉄則」に言われるように、消費者組合による生活費の低下がそのまま賃金の低下を招きかねないという危険性のことである。ビアトリスは「労働者が…消費組合によって提供される商品の廉価・品質の向上という利益を完全に獲得することを可能にするのは労働組合である」と、消費者組合と労働組合の連携の必要性を指摘していた（Potter [1891] pp.194-196, 訳267-269頁）。

また、提供される財・サービスの性格からくる限界もあった。「水道、ガス、鉄道、街灯のような誰もが消費する財は…強制的消費者組合によって運営されねばならない」（Potter [1891] p.229, 訳314頁）。ビアトリスは、公共財の提供にあたっては、「強制的消費者組合」すなわち、公的当局がこれを運営すべきだと主張する。自治体による公共財の供給問題については、シドニーが

『ロンドン・プログラム』（1891年）で論じているから、節を改めて考察してみたい。

第2節 シドニーの都市改革論

産業革命以来の急速な都市化が進む中、政府は1835年に「都市自治体法」を制定し、北・中部の新興工業都市などでは、代表制の地方政府のもとで様々な都市改革が実行されていった。だが、ロンドンは同法から除外され、19世紀後半における人口の急増大にも直面し、深刻な都市問題に直面していた。こうしたなか、1888年に「地方政府法」が成立すると、ロンドンにもようやく「ロンドン州議会」（以下、LCC）が設置された。都市改革の機運が高まる19世紀末ロンドンにおいて、シドニーは『ロンドン・プログラム』（1891年）を提出し、LCCをもとにした都市改革の方向を打ち出した。その主な内容は、水道、ガス、市街鉄道、ドックなど公共財・サービスの市営化、および地方税改革であった。

世紀初頭以来、民間主導で開始された水道事業が限界を露呈し、自治体による事業運営が開始されるなか、ロンドンの業者は、強大な政治力を盾に自治体の参入を阻み、水需要の増大、水源の汚濁による水質悪化に対処できずにいた。また、19世紀末における主要な照明手段であったガスの供給は、企業間の合併を経て寡占状態にあり、料金の引き上げを断行していた。こうした状況に対し、シドニーは、水道・ガスの市営化を提唱する。自治体による事業の合理化、価格の引き下げを通じた水道・ガスの安定的供給を確保することで、都市住民大衆の基礎的な消費生活が向上することをシドニーは展望したのであった。

また、公共財・サービスの安定供給にあたっては、それを供給する側の労使関係についても考察する必要があった。当時、ロンドンの市街鉄道は、従業員の劣悪な労働条件のときわめて不安定な労使関係を抱えていた。また、ドックは、1889年のロンドン・ドック・ストライキ以降、労使対立の火種を抱えていた。シドニーは、こうした不安定な労使関係が、ロンドンの都市機能全体を麻痺させてしまう危険を察知し、市街鉄道・ドックの市営化を提唱する。すでにLCCは、1889年3月、自治体雇用労働者に対し、労働組合賃金率の支払いを決議していた（「公正賃金条項」）。さらにシドニーは、ドック労働者のような最下層の労働者に対しては、当局が「モラル・ミニマム」賃金を支払うことを提案する。こうしたなか、市営化が実現されれば、市街鉄道・ドックの不熟労働者は、ストライキに訴えることなく、LCC選挙を通じて自らの要求を実現しうる。結果的に、労働問題は平和

的に解決され、サービスの安定供給が実現されることになる。

以上の公共財・サービスの市営化をめぐるシドニーの提案には、都市という形で現れた「発展した産業社会」の新しい生活様式についての深い洞察が込められていた。都市生活それ自体が、新しい消費形態を不可欠なものとしていくのみならず、そうした基礎的な財・サービスの確保にあたって、個人による活動の枠を越えた解決を必要としている。しかも、その供給における労使関係のあり方さえも、都市生活全体に大きな影響を及ぼしかねない公共的性格を有しているのであった。

さらに、都市住民の生活向上を一層推進するためには、LCC自体の財源問題が解決される必要があった。当時、ロンドンの各当局の財源は、ほとんどがレイトすなわち、不動産所有者が支払う賃貸料に対して一定割合を課す地方税によってまかなわれていた。各当局による活動の開始はレイトの税率引き上げをもたらし、不動産所有者＝都市住民大衆の間で重税感を生み出しつつあるからである。とはいえ、新たな事業の開始にあたって、追加的な財源が早急に必要とされている。そこで、シドニーは、現行の地方税制の欠陥に着目する。

衛生設備、スラム浄化、道路建設などの改良工事は、レイトすなわち不動産所有者である都市住民大衆の負担によってまかなわれている。改良工事は周辺地区の生活環境を改善し、不動産の価値・賃貸料が増大するが、こうした利益はすべて「不労増分」として地主階層へと帰着している。こうした状況に対し、「不労増分」は、地方政府の公的な活動により生み出された以上、全て地方財源に返還されるべきだ、とシドニーは主張する。

その徴収方法は、本来なら「地方資産税」すなわち不動産賃貸料収入への一定割合の課税という形が望ましいが、地主階層からの猛烈な反抗が予想される。その対案として、より実現の見込みが高い「地方不動産相続税」をシドニーは提唱した。『ロンドン・プログラム』出版直後の1892年には、国会の総選挙が行なわれ、『ニューカッスル綱領』を掲げたグラッドストーン自由党内閣が成立した。『綱領』のロンドン改革案には、「敷地評価額課税」案がもりこまれたが、同法案は議会に提出されることはなかった。こうした状況を前に、シドニーは「グラッドストーン氏は何をなすべきか？」(1893年)という論文を発表し、公約の早期実現を迫った。全国的規模での都市化の進展にともない、政府は都市住民の利害を無視することは出来ないはずである、と。シドニーの地方税改革案は、都市住民を新たな主人公とした大衆政治の到来という歴史認識に裏打ちされていたのである。

以上、ビアトリス『イギリスにおける協同組合運動』、シドニー『ロンドン・プログラム』の内容について検討してきた。彼らが社会改革の望みを託した消費者組合、都市政府は、いずれも労働者大衆の消費生活の場におけるコレクティヴィズムであると理解してよい。しかし、労働者の生活を全体的に把握するためには、彼らの労働生活に目を向ける必要があった。消費者組合を補完するものとしての労働組合の意義を明確に述べ、都市改革に付随して公共的な労使関係についての考察を深めていったビアトリスとシドニーが、1892年における結婚以降、次の目標として掲げたものは、労働者のコレクティヴィズムつまり労働組合運動についての研究であった。

第4章 労働者のコレクティヴィズム

第1節 労働組合運動の歴史的分析

ウェッブは、労働組合運動の研究に着手するにあたって、当初から「理論的著作」すなわち後の『産業民主制論』(1897年)にいたる構想を有していたが、労働組合運動の現実には極めて複雑であった。その準備作業として、ウェッブは、『労働組合運動の歴史』(1894年)において、「運動全体の一般的な歴史」を描き出した。

19世紀中葉の典型的な労働組合は、「合同機械工組合(以下ASE)」に代表されるクラフト・ユニオンであった。当時の生産過程は熟練への依存度が高かったから、クラフト・ユニオンは「徒弟数の制限」によって労働力の供給独占をはかるため、組合員資格を一定期間の「徒弟就業」を経た者に限定する運動を展開した。組合員は、雇主が提示する条件が組合の規準に満たない場合には雇用契約を結ばず、「共済制度」から失業手当を受給して抵抗した。クラフト・ユニオンがもっぱらこうした「間接的方法」に訴えたのも、主従法、共謀罪といった法的制限によって団体交渉やストライキなどの直接的手段が禁止されていたからである。ウェッブは、この間の労働組合運動を「1852年から1875年にかけてASEの規約全部を模倣するか、その特徴をあれこれ取り込むか、このいずれかが試みられなかった職業はほとんどなかった」と特徴づけている(Webb [1894] pp.205-206)。

ところが、「シェフィールド暴行事件」(1866年)を契機とした雇主からの弾圧的立法要求や、共済基金の法的保護をめぐる「ホーンビー・クローズ事件」(1867年)での組合側の敗北に象徴されるように、労働組合の法的地位は危機にさらされていた。これに対し、クラフト・ユニオンの幹部たちは「ジャンタ」と呼ばれる政治集団に集結し、「労働組合会議(以下TUC)」(1868年)、「TUC議会対策委員会」(1871年)を結成した。第二次

選挙法改正（1867年）による労働者階級の政治進出に後押しされ、1871年から1875年にかけて、共済基金の法的保護、主従法の撤廃、共謀罪の修正が実現し、「団結の自由」が確立された。だが、ウェッブは、「ジャンタ」が勝利を収めつつあった時に、「労働組合界の重心」が「綿業」、「石炭業」へと移動しつつあったという事実を注目した（Webb [1894] p.284）。

いわゆる「大不況」期に、後発諸国との激しい競争にさらされたイギリス産業が一定の「合理化」を強いられるなか、労働組合運動も新たな展開を余儀なくされた。綿業では、機械化の進展が労働者の熟練を解体し、旧来のクラフト・ユニオンの活動は不可能になった。綿業労働者はその全国組織を基礎に、直接、団体交渉に訴え、広範な地域をカバーする労働協約（「出来高単価表」）を獲得し、また「法定9時間労働日」を要求する政治運動をくり広げていった。石炭業でも、団体交渉による最低賃金の確立、議会運動を通じた「法定8時間労働日」を求める運動が展開された。協約・立法による最低労働条件一律規制が、労働組合運動の新しい「重心」になりつつあったわけだ。

こうした労働組合運動の「一般的な歴史」は、同時に「イングランドの政治史の一部」でもあった。そもそも、1871-75年の法改正で活躍した「ジャンタ」は、「自らが敵対していた中産階級の経済的個人主義を容認し、中産階級の中でより開明的な人々が彼らに譲歩しようとしていた団結の自由のみを要求した」（Webb [1894] p.221）ものであった。「レッセ・フェールが、当時の労働組合指導者の政治的および社会的信条であった」（Webb [1894] p.360）のである。だが、これに対し、綿業、石炭業からの「労働条件の立法的規制」を求める潮流が、新たな潮流になりつつあったのである。しかも、こうした動きは、1889年のドック・ストライキ以降、「法定8時間労働日」を求める「新組合主義運動」へと昂進していった¹⁵⁾。『労働組合運動の歴史』における以上のような歴史認識が、『産業民主制論』でどのように活かされていくのであろうか。

第2節 労働組合運動の理論的分析

『産業民主制論』第3編第3章「労働組合運動の経済的特質」で、ウェッブは労働組合運動を「新・旧組合主義」に分け、両者をきわめて対照的に描き出した。

「旧組合主義」の本質的特徴は「人員制限の方策」である。それは、クラフト・ユニオンにみられるように、徒弟数の制限、排他的な組合員資格の墨守などによる労働力の供給独占に他ならない。だが、産業能率という点

からみると「人員制限の方策」は重大な欠陥を持つ。労働者の雇用に際し、雇主が選択できる労働者の数はあらかじめ制限されるから、そうでない場合に比べて雇用された労働者の質は低下してしまうし、古参の労働者が既得権に安住してしまうので、労働者全体の間で能率向上への刺激が失われるからである。

加えて、「人員制限の方策」は雇主間の競争にも悪影響を及ぼす。職人の熟練を基礎とする産業では、熟練労働者の雇用・補充に支障が生じ、新資本の参入が阻害されることになる。当然、資本設備の改良にも悪影響が及ぶ。熟練を武器に有利な労働条件を確保している労働者は、それを無意味にする生産工程の改良には消極的である。熟練労働者にとっては、改良を妨害することが私的利益に適うのであり、実際にこうしたことがしばしば行なわれていた。要するに、「人員制限の方策」を基本とする労働組合運動のもとでは、労働供給の独占化によって労働者の個別利益は確保できるが、社会全体としての産業能率は著しく阻害されるというわけである。

「新組合主義」の本質的特徴は「コモン・ルールの方策」であるとウェッブはいう。職業ごとに協約・立法を通じて最低労働条件を規制するコモン・ルールは、「人員制限」とは対照的に、産業能率の向上に大いに貢献しよう。雇主が多数の求職者の中から望ましい労働者を雇用することは妨げられはしないが、だからといってストレートに産業能率を向上させるわけではない。雇主は、安い賃金で満足する労働者を雇い入れようとするから、必ずしも良質の労働者が雇われるとは限らないからだ。だがコモン・ルールが実施されると、優れた労働者から優先的に雇用されることになる。雇主は労働者に一定の賃金を支払わねばならず、出来るだけ優れた労働者を雇用しようとするだろう。優れた労働者にはより有利な労働条件が提示されることになる。労働力が社会的に最適配分され、結果的に、最大限の産業能率が達成されるという思考である。

雇主の関心が優れた労働者の獲得へ向けられると、労働者の側にも変化が生じる。無規制の労働市場ではより安価な人手が求められ、労働者は自らの労働力を投げ売りせざるをえない。しかし、コモン・ルールのもとでは、少なくとも最低労働条件にみあった労働力能が要求されるから、労働者は、自分自身の労働力能を引き上げるように競争せざるをえなくなる。ウェッブは、労働者自身のこうした内発的努力を「機能的順応」（functional adaptation）と呼ぶが、その内容は「産業工程の絶えざる革新」が要求する「能力・欲望の強度・複雑性の増進に個々人が順応すること」（Webb [1897] p.703、訳

858頁)であった。「機能的順応」は、労働者間の競争＝「精神的刺激」によって牽引されるだけでなく、一定のコモン・ルールのもとで実現されるであろう、より高い生活水準＝「物質的基盤」にも裏打ちされているから、いっそうその効果を発揮する、というわけである (Webb [1897] p.723, 訳881頁)。

さらに、コモン・ルールの導入・施行は、労働者だけでなく雇主にも新しい資質を要求する。労働条件が規制されていない場合、雇主間の競争の重圧は労働条件の引き下げという形で労働者に転嫁されてしまうが、コモン・ルールによって最低労働条件が規制されると、個々の雇主は、自らの経営能力の向上・資本設備の改良へと向けて競争せざるをえなくなるからである。したがってまたコモン・ルールの適用は、「最良の立地条件、最高の設備、最も優れた経営能力を有する工場にビジネスを集中させ、無能で旧式の雇主を淘汰する」(Webb [1897] p.727-728, 訳888頁) ようにも作用し、産業の効率化を累積的に推進していくとウェッブは力説する。

コモン・ルールは最低労働条件を規制するので、その水準設定に際しては、最劣等企業の支払い能力が規準となる。だが、当の最劣等企業自身にとっては、このことは労働コストの圧迫による経営危機を意味しよう。最劣等企業は、効率化を達成できなければ、当然、市場から淘汰されることになるからである。以上の上ウェッブの主張には、シドニー初期論文における「産業進歩」論が貫いていることは明らかであろう。ウェッブは、「産業進歩」を自律的・累積的に推進していくための重要な制度機構として、労働組合運動の役割を見いだしたのであった。

だが、『労働組合運動の歴史』における「レッセ・フェール」から「労働条件の立法的規制」へという「政治史」把握をふまえたウェッブには、『産業民主制論』で解明されるべきもう一つの問題が残った。すなわち、労働組合運動が「団結の自由」という「旧自由主義的」枠組みを乗り越えて、「労働条件の立法的規制」という「新自由主義」的な運動へと高次に展開していく際の理論的根拠を示す必要があった。以下、「労働条件の立法的規制」から「ナショナル・ミニマム」へといたるウェッブの思考をたどってみよう。

第5章 「新自由主義」的社会立法

—ナショナル・ミニマム—

第1節 「労働条件の立法的規制」をめぐる諸思潮

1889年のドック・ストライキ以降、「法定8時間労働日」を掲げた「新組合主義運動」が台頭するなか、政府

は、「労働に関する王立委員会」(1891-1894年)を設立した。1892年10月、委員会メンバーであったA.マーシャルは、喚問されたシドニーに対し、「労働条件の立法的規制」が「創意の自由、活動の自由」を阻害し、「産業進歩」を妨害すると主張した¹⁶⁾。シドニーは、これに反論しながらも、その論拠を明確に提示しえなかったが¹⁷⁾、これ以降のウェッブの思考は、「労働条件の立法的規制」が「産業進歩」にいかに関与しうるか、という問題を軸に展開していくことになる。

その一つの鍵が、LCCの労働政策をめぐるシドニーの実践経験であった。シドニーはLCCの活動に身を投じ続け、「公正賃金」、「モラル・ミニマム」の経済的効果をめぐる知見を深めていったからである。その成果をシドニーは、「LCCの業績」(Webb [1895])として発表した。そこでシドニーは、LCCによる、「公正賃金」の施行が、「効率を増進させる」と明確に主張する。労働条件が引き上げられれば、「競争」を通じて「最も優れた候補者が選択」され、しかも「生活水準」の向上によって労働効率も上昇するからである、と (Webb [1895] pp.144-5)。

この時期すでにウェッブは、『産業民主制論』(1897年)の執筆に取り掛かっていた。第4章で考察したように、『産業民主制論』における「コモン・ルールの経済的効果」として提出された彼らの労働組合論は、「公正賃金」、「モラル・ミニマム」をめぐる知見の深まりを包摂しながら、労働条件規制と「産業進歩」との関連を明確に打ち出した、彼らの最終的な「理論的」到達点であったのである。しかも同書で、ウェッブは「労働条件の立法的規制」をめぐる自らの主張を、「ナショナル・ミニマム」として、はじめて体系的に提示することになる。ウェッブは、「これ〔ナショナル・ミニマム〕は今日あらゆる産業国家において行なわれている工場立法の政策である」(Webb [1897] p.767, 訳937頁)と明言し、19世紀を通じた労働政策の進展に注意を促していた。

19世紀末の時点における、工場法および関連諸法の状況は次のようなものであった。世紀初頭以来、工場法は、その適用範囲の拡大、工場監督官の任命、児童・婦人への10時間労働日(1847年)、衛生・安全規則などの点で次第に充実していった。多数の関連立法も整備され、イギリス労働政策の体系はより包括的なものとなっていた。児童の労働時間規制は、初等教育の進展と歩調を合せて進んだ。1870年の初等教育法の成立により公立学校の設置が進み、1876年には義務教育の規定が明示された。さらに1891年には、公立学校の無償制が法制化されるなど、19世紀末にかけてイギリスの初等教育は着実に整備

されていった。衛生・安全問題をめぐっては、1891年法により監督権が「地方衛生局」へ委譲され、「公衆衛生法」によって専門的に所轄されるようになった。また1880年には「雇主責任法」が制定され、1897年には、無過失責任における雇主の賠償義務も規定された。

19世紀末にかけて、工場法体系は一環して拡張していき、公衆衛生法、雇主責任法、初等教育法へと分化、精緻化していったことが分かる。ウェッブが、こうした動きを「無意識の社会主義への歩み」と高く評価した所以である。しかし、これに取り残されていった階層も確実に存在した。チャールズ・ブース、ピアトリスによる19世紀末のロンドン調査は、未曾有の繁栄の中に根強く残る貧困の存在を明らかにした。彼らは、貧困の原因として「苦汗産業」(Sweated Industry)における劣悪な労働条件をあげていた。こうした階層には、工場法が適用されない家内工業で働く婦人や、初等教育法に補足されず家計補助のために働く児童なども含まれていた。19世紀末におけるこうした工場法の状況を前にしたウェッブは、一方でそれを積極的に評価しつつも、それが依然として不十分であることを察知していたのであった。

第2節 ナショナル・ミニマム

『産業民主制論』において、コモン・ルールの方策が産業効率を増進させていくと主張するウェッブは、効率化を達成しえた産業が拡大し、全国規模での生産諸要素の理想的な配置・一層の効率化が実現されていくと展望していた。コモン・ルールの方策が各産業に普及すれば、それだけ国民経済全体の効率も上昇していくことになる、と。だが現実には、「寄生的産業」の存在がこうした発展経路を阻害している、とウェッブはみた。

「寄生的産業」には、2つの形態があった。第1にそれは、児童・婦人など、所得を他の人によって補填されている家計補助的労働力を雇用する産業のことであった。こうした部門は、児童・婦人の生活費を負担している階層・産業に対して「寄生」しているというわけだ。第2に、労働者一般を劣悪な労働条件で酷使している産業がこれである。国民経済の生産力を維持するにあたっては、労働人口を一定の数と活力において長期的に維持する必要がある。だが、こうした部門は、労働力という「国民的資源」に対して「寄生」していることになる、と。

「寄生的産業」は、社会全体から見れば、あたかも「補助金」、「輸出奨励金」を受け取っているようなものである。本来、資本、労働といった生産要素は、競争を通じより効率的な産業に集中するはずである。だが、「寄生的産業」は、本来の「効率」とかけはなれて肥大

化し、国民経済全体の理想的な配置を歪めてしまうのである。ウェッブが、「寄生的産業」を、「産業進歩」の観点から厳しく批判する所以である。

だが、これらの「寄生的産業」すなわち「苦汗産業」は、児童・婦人を不規則に雇用しているため、有効な労働組合の結成は不可能であり、当事者による問題の解決は見込めない。その打開策こそ、ナショナル・ミニマムすなわち立法による全国規模での最低労働条件一律規制に他ならない。

ナショナル・ミニマムは立法によって推進されるという意味では、工場法の延長線上に構築されるべきものである。しかし、工場法は、衛生条件と、労働時間とに適用されているにとどまり、その個々の適用範囲も不十分である。したがって、「寄生的産業」の問題を解決するためには、工場法を「一つの組織的な労働法典」すなわちナショナル・ミニマムとして整備しなければならない。しかも、その内容は、「労働時間」、「衛生条件」のみならず、「教育」、「賃金」にまで拡張されねばならない、とウェッブはいう。

「衛生・安全」、「労働時間」に関しては、不十分ながらも「公衆衛生法」、「工場法」に具体化されてきていることが指摘され、これを一層推進する必要性が力説される。他方、「賃金」については、それを規制する法律は存在しない。だが、LCCにおいて、自治体雇用労働者の最低賃金（「モラル・ミニマム」）がすでに規定されている事実に着目して、ウェッブはこれを私企業にまで広げて立法化すべきだと主張する。「教育」に関しては、義務教育の厳格な施行と就業年齢の引き上げが必要である。それは将来の優れた人材の育成に貢献するだけでなく、児童労働によって労働市場から排除されていた成人労働者の再雇用を促進し、労働市場を健全化する効果も持つことになる。

このように、ナショナル・ミニマムすなわち全国的な最低労働条件という「ピラミッドの底辺」の底上げが確保されてはじめて、コモン・ルールの方策が十全に機能し、結果的に「国民的な産業効率」が高まることになる。しかも、ナショナル・ミニマムは、労働組合界の政治運動を通じて実現される、とウェッブは展望していた。『労働組合運動の歴史』における、「レッセ・フェール」から「労働条件の立法的規制」へという労働組合界の指針の変化という「政治史」把握がここに活かされることになるのである。

ウェッブは「労働に関する王立委員会」におけるマールシャルからの批判を一つの契機に、「労働条件に関する立法的規制」と「産業進歩」との関連についての考察を

深めていった。「モラル・ミニマム」についての知見の深まりを経て、コモン・ルールの経済的効果の解明を理論的な到達点として、ナショナル・ミニマムすなわち「労働条件の立法的規制」が、「産業進歩」に有害ではなく、むしろそれを推し進める機構たりうると主張したのであった。「コレクティヴィズム」を「旧自由主義」の枠を越えて高次に展開させるための論拠をウェブは得たのである。その意味で、彼らのナショナル・ミニマムを、「新自由主義」的社会立法の画期として再評価することも可能であろう。

結 語

以上、初期ウェブの主要著作を素材に、彼らの社会改革をめぐる思考をたどってきた。初期の彼らは一冊の著作に体系的構想を描くことはなかったが、彼らを選び取ったトピックとそれらをめぐる彼らの思考と論理の中には、一貫した主張が込められていた。

ウェブは、19世紀末のイギリス社会を、大規模生産、分業、都市化などの歴史過程が高度に進行を遂げた「発展した産業社会」と把握した。「発展した産業社会」は、膨大な生産力を有する豊かな社会であると同時に、個々人が生活のあらゆる面で密接な相互依存関係を結ぶ組織化された社会でもあった。「発展した産業社会」の構成員は、今や産業社会の組織・規律に従属しており、「独立生産者」的な自由は望めない。だが、この旧式の自由への固執も根強く、ウェブはこれを「個人主義」と退ける。

残された道は、産業社会の組織・規律をいったん受け入れ、「個々人が失ったものを集団的に (collectively) 取り戻す」ことにある¹⁸⁾。このことによって初めて「発展した産業社会」にふさわしい「高次の自由」¹⁹⁾が確立されるからである。「高次の自由」とは、「個々人の能力を最大限に発展させうる」自由のことであり、豊かな人間生活の実現がその「条件」であった²⁰⁾。彼らは、19世紀後半におけるコレクティヴィズムの台頭を鋭く見抜き、豊かな人間生活の実現にむけてそれを活用していったのであった。

すでにコレクティヴィズムは、「旧自由主義」的な社会改良の中で合法化され、ある程度の発展を見せていた。だが、その内部にも、生産者組合、旧組合主義など、「効率」を低下させ、排他的利害に固執する「個人主義」的思考が根強く残っており、ウェブはこれを厳しく批判した。他方、消費者組合、都市政府、新組合主義といった新しい運動原理に拠れば、「効率」は向上し、その成果を産業社会の構成員全体で幅広く享受できる。ウェブ

は、これら消費者と労働者のコレクティヴィズムとが互いに結びついて発展することで、消費・労働生活を網羅した豊かな人間生活が実現される、と構想した。シドニー初期論文に明らかなように、初期のウェブは、「市場経済」における企業間競争によって「産業効率」実現されていく、と考えていた。他方で、消費者組合、都市政府には、「効率」という観点から非営利的な事業経営が課せられ、「市場経済」と連携した発展が展望されていたのである。

さらに、「コレクティヴィズム」の一層の発展のためには、地方政府の権限拡大（事業運営権、地方税課税権）、「労働条件の立法的規制」など、外的な条件整備が希求されていた。だが、これらの要求は、「旧自由主義」が旨とする「財産権」、「契約の自由」に抵触する側面を有していた。しかも、マーシャルに代表されるように、こうした要求は経済発展を阻害するという批判が根強かった。ウェブは、マーシャルと類似した「産業進歩」論を有しつつ、数年にわたりその構想を練りあげ、ナショナル・ミニマムという構想を打ち出した。「市場経済」を基本とした社会においては、その発展のためにこそ一定の国家干渉が必要だ、とするナショナル・ミニマムは、「新自由主義」的社会立法の画期として再評価されてよかろう。

しかも「コレクティヴィズム」を支える個々人には、一定の主体的要件が求められ、育成されることになる。消費者組合員・市民には、「代議制自治」の構成員としての主体的要件が求められる。つまり、代表者を選出する際に共同体の利益推進という見地から、結果的に自己の利益をも獲得し、しかもその代表者の職務を有効に監視しうる知見を備えた「市民」のことである。このことは、都市自治体の選挙民のみならず消費者組合の組合員としても、十分に訓練されうる。さらに、労働者・生産者としては「機能的順応」すなわち「能力・欲望の程度および複雑さの増進への個々人の順応」が求められる。このことは、消費者組合の「有給役員」にすでに体现されているだけでなく、「新」労働組合主義を通じて一般の労働組合員にも普及していくと予測される。こうして「コレクティヴィズム」への参加を通じて、個々人は、自ら「市民」として向上し、かつ「機能的順応」を達成することで、「進歩」していくと構想されたのであった。

こうして見るならば、社会改革をめぐる彼らの思想的核心とは、「発展した産業社会」にふさわしい「高次の自由」の確立にあったと捉えることが出来る。「高次の自由」の内容を、「個々人の能力を最大限に発揮しうる」自由と捉らえた彼らにあって、豊かな人間生活の実現が

不可欠であった。いったん、生活の豊かさが確保されれば、個々人は必ず「能力の発揮」に向けて「進歩」を開始する。このことが再び、社会全体の「効率」を引き上げ、人間生活を向上させる。「効率」と「進歩」とのこうした循環的な運動が累積的に進行する状態をウェッブは「高次の自由」とみなし、「コレクティヴィズム」をその実現手段として活用していったのであった。

冒頭で指摘しておいたように、中・後期のウェッブは自らの構想から「市場経済」を退け、「産業コントロール」をその前面に掲げ、「混合経済」、さらには「ロシア社会主義」へと傾斜していくことになる。こうした表面的な事実のみ着目するならば、ウェッブの社会改革の歩みは「社会主義」へのそれであったという解釈も成り立ちうるかのように見える。だが本論文で明らかにした、初期ウェッブの主張をふまえれば、中期、後期をめぐる理解も自ずと異なってくる。彼らにあっては、「進歩」と「効率」を循環的に達成しうる「高次の自由」実現こそが一貫した目標であったのであり、「市場」か「計画」かといった問題についても、超越的なイデオロギーに拘泥することなく、具体的な現実をふまえて実践的な見地から判断を下していった、と理解しうるからである。すなわち、19世紀末イギリスにおける飛躍的な経済発展を前にした初期においては「市場」こそが「効率」的と判断されたが、第1次世界大戦における計画経済の経験、大恐慌期イギリスの経済混乱を通過した中・後期においては、同じ「効率」という視点から、むしろ「市場」に対する「計画」の優越性が積極的に評価され、活用されていくことにもなる。その意味では、「効率」と「進歩」を円環的に達成しうる「高次の自由」の実現をめざすウェッブの思想の核心は、生涯、一貫して保持され続けた、と捉え直すことが出来るのである。

注

- 1) 戦後イギリスにおける福祉国家建設が進む中で、『ベヴァリッジ報告』(1942年)における「最低生活費保障原則」と、ウェッブの「ナショナル・ミニマム」との連続性が指摘されてきた。例えば、ブルース (Bruce [1961]), 最近では、毛利 [1990] を参照。ベヴァリッジ自身、「思想の領域における彼らの最も重要な貢献は、所得・健康・住居・余暇・教育などのナショナル・ミニマムという概念にある」(Beveridge [1952] p.v) と述べていた。また、R. H. トーニー (Tawney [1952]) のように、ナショナル・ミニマムに限らず、世紀転換期イギリスの「社会運動」一般にウェッブが及ぼした影響を高く評価する論者もある。
- 2) 彼らをイギリス労働運動の異端とみなす論者としては、マクブライア (McBriar [1962]), ホブズボーム (Hobsbawm [1964]) がその代表であろう。我が国でも、高橋 [1984] のように、労働組合運動をめぐる彼らの主張を「体制擁護

的」とみなす見解もある。

- 3) 1980年代以降の「市場経済」の再評価が進む中で、ウェッブ研究にもこうした問題関心が導入された。タムソン (Thompson [1988]) は、ウェッブの「漸進主義的社会主義」の究極の狙いはあらゆる生産手段の公的所有にあり、「市場経済」に独自の意義を認めることはなかった、という理解を示す。他方、ノーラン (Nolan [1988]) は、ウェッブの「混合経済」構想において、「市場経済」が果たすべき役割が積極的に評価されたとした、と指摘している。
- 4) なお、本論文での時期区分と、岡 [1978-a] によるそれは異なる。岡は、ウェッブの生涯を次のように区分している。「Ⅰ；萌芽期 (1880年代中葉～1892年[結婚])」、「Ⅱ；発展期 (1892年～1911年頃)」、「Ⅲ；反省期 (1912年頃～1917年頃)」、「Ⅳ；確立期 (1918年頃～1923年頃)」、「Ⅴ；晩年期 (1932年～死去)」(岡 [1978-a] 137-8頁)。本論文では、岡によるこうした時期区分に学び、ウェッブにおける「市場」と「計画」をめぐる基本的な構想の変化に着目し、さしあたり、初期 (1880年代～第1次大戦開戦)、中期 (第1次大戦～1920年代)、後期 (1930年代以降) に分類した。
- 5) 代表的な見解を引用すればこうである。「フェビアンにとっては、生産手段の私的所有を意味するようないかなるシステムも、独占力の行使あるいは独占利潤、超過利潤の搾取を意味するのである。…フェビアンは、そうした見解を理論的に支持するにあたって、リカード的なあるいはヘンリー・ジョージ的なレント理論を土地から資本・労働に適用した」(Thompson [1988] p.251)。「フェビアンの人々は、…“地代”が取得者の道徳的腐敗とそれと労働者との不平等の原因であり、更に“地代”が社会からの搾取であるとみた。…ここに於いて解決の路は明らかである。生産手段の公共所有と、之に伴う産業の公共の経営である。ここに社会主義が建設されることとなった」(河合 [1931] 370-371頁)。
- 6) 例えば、ジョーンズ (Jones [1975]), 中川 [1987] がその代表である。
- 7) B. ショーは次のように述べていた。「1892年の総選挙に掲げられ、それを勝利に導いた最初のフェビアン社会主義綱領は、シドニー・ウェッブによって起草されたものであったが、それはニューカッスル綱領と呼ばれ自由党の政策綱領として提出された。」(Shaw [1948] p.296)
- 8) ノーランは次のように述べていた。「ホブハウスやグリーン」の集団主義的自由主義と、フェビアン社会主義の差異は、その目標というよりも、強調や程度の違いである。双方とも“個人によって構成される社会”において“人間の品性や能力の最大の発展”を支持する。(ウェッブらは“社会”を重視し、グリーンはそのような社会における“個人”に重点を置く。)両者の個人観において、社会生活における道徳的な参加こそは自己発展の最高形態であり、そのような参加を可能にするのがグリーン」の自由社会の目標であり、ウェッブの社会主義社会の目標でもあった。」(Nolan [1988] pp.129-130)
- 9) 西沢 [1990] 参照。
- 10) Letter of Sidney to Beatrice, 13? Aug 1890, in MacKenzie (ed.) [1978] p.171
- 11) Letter of Sidney to Beatrice, 21? Aug 1890, cited in MacKenzie (ed.) [1978] p.175

- 12) Letter of Sidney to Beatrice, 26 Aug 1990, in MacKenzie (ed.) [1978] p.181
- 13) Webb [1926] pp.395-6
- 14) Webb [1926] pp.422-5
- 15) 1889年以降におけるロンドン・ドック・ストライキ以降の「新組合主義」運動と「法定8時間労働日」との関連については、安川 [1993] を参照。
- 16) マーシャルはシドニーに次のように質問していた。「しかし、このことも同じく真実ではないでしょうか。・・・最も良い仕事には創意の自由と活動の自由が必要であると。」(Royal Commission on Labour [1893] 4255)「しかし、法律なしで済ますことができる場合に、法律を制定することは無分別ではないですか。歴史は、将来に応用できる限りで、官僚機構がある場合には〔産業〕進歩が失われてしまうことを示していますから。」(Royal Commission on Labour [1893] 4257)
- 17) シドニーの回答は次のようなものであった。「そうした発言を認めることはできません。私はそれに反論しなければなりません。法律とは一つの害悪であり、より大きな害悪をもたらさずに廃止できる場合には廃止すべきものであるという昔からの主張には全く賛成します。しかし、もちろん、労働時間の法的短縮を要求する人々の主張は、法律がもたらす害悪よりも法律がない場合の害悪の方が大きいというものです。」(Royal Commission on Labour [1893] 4257)
- 18) 該当箇所を引用しておく。「文明と進歩の世界においては、誰も自分自身の主人たることはできない。しかし、近代社会において、個々人が自己の生活に対する支配権を喪失することが不可避であるという事実そのものが、個々人が失ったものを集団的に取り戻そうとする希望を、彼らに抱かせるのである」(Webb [1897] p.850, 訳1043頁)。
- 19) 「高次の自由」について、ウェッブは次のように述べていた。「・・・社会主義者は、あらゆる先進産業諸国の経験を指し示して、次のように宣言する。すなわち、完全な個人々の自由は、人民大衆が、産業革命を経て所有者階級の手にわたった個人的権力を、産業社会の民主主義的自治に置き換えることによってのみ獲得される、と。彼の反対者(個人主義者)は、個人々の自由が集団主義的統制(collective control)と対立すると見なし、この集団主義的な生活(collective life)による“高次の自由”(higher freedom)の拡張に反対する」(Webb [1898] pp.252-3)。
- 20) ウェッブは次のように述べていた。「我々は“リバティ”、“フリーダム”という言葉で、自然的・不可侵の権利の量的な大きさとしてではなく、実際に個人々の能力を最大限に発展させようとする、社会における生存の条件であると理解する」(Webb [1897] p.847, 訳1040頁)。「生活が自らの利得を求め終りなき苦闘であるかぎり—それが貧困との気が滅入る闘いである間はより一層そうであるが—他者への同感、知識、芸術および宗教をめぐる能力を発展させるための自由な時間やエネルギーは残されない」(Webb [1897] p.849, 訳1041-1042頁)
- Beveridge, W. [1952] 'Introduction' to M. I. Cole. (ed.) *Beatrice Webb's Diaries: 1912-1924*, Longmans, Green and Co.
- Bruce, Maurice [1961] *The Coming of Welfare State*, (1st ed. 1961), 3rd ed. 1967, Rep. 1974, B. T. Batsford Ltd. (M. ブルース著『福祉国家への歩み—イギリスの辿った途—』秋田成就訳, 法制大学出版局, 1984年)
- 江里口拓 [1994] 「ウェッブ夫妻における“産業進歩”と労働組合」『経済論究』89号
- 江里口拓 [1995-a] 「ウェッブ夫妻の労働組合論の歴史的背景について」『経済論究』91号
- 江里口拓 [1995-b] 「ウェッブにおける労働組合運動改革論と社会立法—産業民主制論」における“合同”から“連合”への提唱を中心に—」『経済論究』92号
- 江里口拓 [1996-a] 「ウェッブの社会改革構想の形成と『ロンドン・プログラム』—シドニーの都市改革構想を手がかりに—」『経済論究』94号
- 江里口拓 [1996-b] 「ウェッブにおける労働組合運動論と社会改革構想」『経済学史学会年報』34号
- 江里口拓 [1997] 「ウェッブのナショナル・ミニマム論の形成過程—歴史的背景にてらして—」『愛知県立大学文学部紀要(社会福祉学科編)』46号
- 江里口拓 [1999] 「ピアトリス・ポッター(ウェッブ)の消費者協同組合論—『イギリスにおける協同組合運動』(1891年)を中心に—」『愛知県立大学文学部論集(社会福祉学科編)』47号
- Fox, P.W. & Gordon, H.S. [1951] 'The Early Fabians: Economists and Reformers,' *Canadian Journal of Economics and Political Science*, Vol. XLII.
- 藤井透 [1995] 「コンベンショナル・ミニマム, モラル・ミニマム, ナショナル・ミニマム—『産業民主制論』の形成—」『仏教大学総合研究所紀要』2号
- Hobsbawm, Eric J. [1964] *Labouring Men: Studies in the History of Labour*, (1st ed. 1964), Rev. 1967, Anchor Books. (E.J. ホブズボーム著『イギリス労働史研究』鈴木幹久・永井義雄訳, ミネルヴァ書房, 1968年)
- Jones, D. C. [1975] 'British Producer Cooperatives and the Views of the Webbs on Participation and the Ability to Survive,' *Annals of Public and Co-operative Economy*, Vol. 46, No. 1.
- 河合栄治郎 [1931] 「フェビアン社会主義の経済理論」『経済学論集』東京大学, 4月号(『河合栄治郎著作集』全5巻, 社会思想研究会, 昭和43年に再掲)
- 木村正身 [1978] 「フェビアン社会主義の社会政策思想」『経済論叢』51巻, 3・4号
- Koot, Gerald M. [1987] *English Historical Economics, 1870-1926: The Rise of Economic History and Neomercantilism*, Cambridge University Press.
- McBriar, A.M. [1962] *Fabian Socialism and English Politics: 1884-1914*, Cambridge University Press.
- MacKenzie, Norman (ed.) [1978] *The Letters of Sidney and Beatrice Webb; Vol. I, Apprenticeships 1873-1892*, Cambridge University Press.
- 毛利健三 [1990] 『イギリス福祉国家の研究—社会保障発達の諸画期—』東京大学出版会
- 中川雄一郎 [1987] 「キリスト教社会主義とB・ウェッブ」

参考文献

- Beer, Max [1929] *History of British Socialism*, Vol. II, G. Bell and Sons, Ltd. (マックス・ベア著『イギリス社会主義史(四)』大島清訳, 岩波文庫, 昭和50年)

- (白井厚監修『協同組合論の新天地』日本経済評論社)
- 西沢保 [1990] 「古典派経済学の衰退と“イギリス歴史学派」」
田中敏弘編『古典派経済学の生成と展開』日本経済評論社
- Nolan, Sister Barbara E. [1988] *The Political Theory of Beatrice Webb*, AMS Press Inc.
- 大前朔郎 [1975] 『社会保障とナショナル・ミニマム』ミネルヴァ書房 (増補版, 1991年)
- 岡真人 [1975] 「S. ウェブにおける‘都市社会主義’—“ロンドン・プログラム”を中心に—」『一橋論争』73巻, 6号
- 岡真人 [1978-a] 「ウェブ夫妻の社会主義像試論—第一次大戦直後の確立期における『大英社会主義国の構成』を中心に—」社会思想史学会編『社会思想史研究』2号
- 岡真人 [1978-b] 「ウェブ夫妻における社会主義と共産主義—確立期の『大英社会主義国の構成』と晩年期の『ソヴェト・コミューニズム』との関連について—」『一橋論叢』80巻, 4号
- Potter, Beatrice [1891] *The Co-operative Movement in Great Britain*, Swan Sonnenschein & Co., Rep. 1897, Gower. (ピアトリス・ポッター著『消費組合発達史論』久留間鮫造訳, 大原社会問題研究所, 大正14年)
- Royal Commission on Labour [1893] *Fourth Report, Minutes of Evidence before the Royal Commission sitting as a whole 1893-4*, Vol. XXXIX Part I, (Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Industrial Relations 43, Shannon.)
- Ricci, D. M. [1969] ‘Fabian Socialism: a theory of Rent as Exploitation,’ *Journal of British Studies*, Vol. 9.
- Semmel, B. [1960] *Imperialism and Social Reform, English Social-Imperialism Thought: 1885-1914*, George Allen & Unwin Ltd. (センメル著『社会帝国主義史, イギリスの経験, 1885-1914』野口健彦・野口照子訳, みすず書房, 1982年)
- 関嘉彦 [1969] 『イギリス労働党史』社会思想社
- Shaw, B. [1948] ‘Sixty Years of Fabianism,’ Introduction to the *Fabian Essays*, Jubilee Edition, (1st ed. 1948), Rep. 1978, George Allen & Unwin Ltd., Kraus Reprint.
- 椎名重明 [1985] 『コレクティビズム: 団体主義—その組織と原理—』東京大学出版会
- 高橋克嘉 [1984] 『イギリス労働組合主義の研究』日本評論社
- Tawney, R. H. [1952] ‘The Webbs and Their Work,’ in H. W. Spiegel (ed.) *Development of Economic Thought*, John Willy & Sons, Inc. (トニー「ウェブ夫妻論」, スピーゲル編『社会主義と歴史学派』越村信三郎・古沢友吉監訳, 昭和29年, 東洋経済新報社)
- Thompson, N. [1988] ‘Fabianism and Market’ in *The Market and its Critics*, Routledge.
- 若松繁信 [1991] 『イギリス自由主義史研究—T. H. グリーンと知識人政治の季節—』ミネルヴァ書房
- Walker, Francis A. [1887] ‘The Source of Business Profits,’ *Quarterly Journal of Economics*, Vol. I.
- Walker, Francis A. [1888] ‘A Reply to Mr. Macvane: On The Source of Business Profits’ *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II
- Webb, Beatrice [1926] *My Apprenticeship*, Longmans, Green and Co., Rep. 1977, AMS Press Inc.
- Webb, Beatrice [1948] *Our Partnership*, edited by Barbara Drake & Margaret I. Cole., Rep. 1975, London School of Economics.
- Webb, Sidney [1888-a] ‘The Rate of Interest and the Laws of Distribution,’ *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II.
- Webb, Sidney [1888-b] ‘The Rate of Interest,’ *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II.
- Webb, Sidney [1889] ‘On the Relation between Wages and the Remainder of the Economic Product,’ in R. L. Smyth. (ed.) *Essays in the Economics of Socialism and Capitalism*, Gerald Duckworth & Co., 1964.
- Webb, Sidney [1891] *London Programme*, Swan Sonnenschein & Co.
- Webb, Sidney [1893] ‘What Mr. Gladston Ought to Do?’ *Fortnightly Review*, Feb.
- Webb, Sidney [1895] ‘The Work of the London County Council,’ *Contemporary Review*, Vol. 67.
- Webb, Sidney & Beatrice [1894] *The History of Trade Unionism*, Longmans & Green.
- Webb, Sidney & Beatrice [1897] *Industrial Democracy*, Longmans & Green. (シドニー&ベアトリス・ウェブ著『産業民主制論』高野岩三郎監訳, 法政大学出版局, 初版1927年, 第三版1990年)
- Webb, Sidney & Beatrice [1898] *Problems of Modern Industry*, (Revised 1902), Rep. 1972, Books for Libraries Press.
- 安川悦子 [1993] 『イギリス労働運動と社会主義』御茶の水書房

The Webbs on Progress, Efficiency, Liberty and 'Collectivism'
- around Their Early Works-

ERIGUCHI Taku

The Social Reform Scheme of Sidney and Beatrice Webb has been interpreted in various ways from particular points of view. The aim of this paper is to make clear the core of their social reform scheme by focussing their early works.

Appreciating the rise of 'collectivism' from working class at the end of 19th century, the Webbs published their works about 'industrial progress', consumer's co-operative movement, municipal reform, and trade unionism. Their aim was to realise 'higher freedom' which proceeded human 'progress' and 'efficiency' of economic society as a whole, by means of 'collectivism.' Though they inclined toward 'economic control' in middle and later period, their anxiety for 'higher freedom' never changed.